

平成26年度 行政評価委員会評価表

事業名	スクールカウンセラー派遣事業	担当部	教育委員会事務局
		担当課	指導室

基本情報

概要	<p>本事業は、児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とし、「東京都立学校スクールカウンセラー活用事業(以下、都事業という)」と「葛飾区スクールカウンセラー派遣事業(以下、区事業という)」から構成されている。平成14年度から都事業として全中学校に週1日、平成25年度より全小学校に週1日配置されている。区事業として全中学校に平成13年度より週0.5日、平成19年度よりうち12校について週1日配置している。小学校については、平成16年度から24年度まで週1日配置してきた。保田しおさい学校については、区事業として週1回配置している。</p> <p><配置状況>小学校:都事業より全49校に週1回配置 保田しおさい学校:区事業より週1回配置 中学校:都事業より週1回、区事業より12校に週0.5回、12校に週1回合わせて配置している。</p>
活動内容	<p>スクールカウンセラーは、以下の4点を職務としており、学校内において、校長の経営方針や教育相談の方針に即して職務を遂行することとしている。</p> <p>(1)児童・生徒へのカウンセリング (2)カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助 (3)児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集 (4)児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項</p> <p>各学校では、スクールカウンセラーの分掌組織への位置付けと教育相談体制の構築を行い、スクールカウンセラーのより有効な活用を図るとともに、区においてスクールカウンセラーの連絡会を年3回実施し、情報共有等を実施している。</p>
事業の目的	<p>学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を派遣し、学校における教育相談体制づくりの確立やいじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決に資する。</p>

実績情報

成果指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	23年度	24年度	25年度	目標	26年度
		不登校児童・生徒数	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(国調査)	人	目標	200	200		200
				実績	331	269	253		
				目標					
				実績					
実績の評価・分析	<p>実績については、目標には届いていないものの平成23年度実績から小学校は9人減、中学校69人減と、年々減少傾向にある。平成25年度の調査によると不登校の児童・生徒に対して「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒に特に効果があった学校の措置」として、小学校では、9校(約19.4%)、14校(約58.3%)の学校が回答している。また、「学校内でスクールカウンセラーによる専門的な相談を受けた人数」として、小学校では40人(66.7%)、中学校では111人(57.5%)と回答している。</p> <p>小・中学校ともに、不登校児童・生徒への取組としてスクールカウンセラーを活用しており、特に、中学校では、学校へ復帰するにあたり、スクールカウンセラーが大きな役割を果たしていると分析している。さらに、小学校が10年目、中学校が13年目となり、学校においてスクールカウンセラーを活用する組織が整い、不登校への早期対応や未然防止に取り組んできた成果であると分析している。</p>								



活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	23年度	24年度	25年度	目標	26年度
		相談件数	—	件	目標	45,000	45,000		45,000
				実績	34,318	30,636	32,444		
				目標					
				実績					
				目標					
				実績					

方向性

評価してもらいたい点 ①あり方 ②課題	②	<p>中学校においては、区事業として週0.5日配置の学校が12校あり、週1日配置の学校との差が課題がある。保田しおさい学校においては、近年、心身症等による対人関係の課題や不登校などを入学要件とする児童が増加している現状があり、卒業前の児童に対する心理的なサポートや卒業後の中学校との連携に、現状の週1日の配置に課題がある。</p>
所管課 評価による 方向性	拡大	<p>スクールカウンセラー派遣事業の拡大。中学校においては、12校の週0.5日配置している中学校に週1日配置していくことにより各校の教育相談体制の充実が図られ、不登校への早期対応や未然防止などに効果が期待できる。保田しおさい学校については、スクールカウンセラーの果たす役割は重要であり、スクールカウンセラーによる教員や寄宿舎指導員へのコンサルテーションの実施、スクールカウンセラーの学校休業日も含めた配置日の工夫など柔軟な活用について検討していく。小学校については現状の維持が適当であると考えられる。</p>

コスト内訳(決算)

項目		単位	24年度	25年度	コストの主な内訳
収入	特定国庫支出金	千円			
	都道府県支出金	千円			
	その他	千円			
	一般財源(a)	千円	64,384	39,385	

事業費	直接事業費(b)	千円	63,673	38,683	
	非常勤職員報酬	千円	33,132	8,080	小学校スクールカウンセラー報酬
	報償費	千円	28,983	29,637	中学校スクールカウンセラー報酬
	社会保険料	千円	232	87	小学校スクールカウンセラー社会保険料
	費用弁償	千円	31	0	小学校スクールカウンセラー出張旅費
	消耗品費	千円	1,251	835	文具・参考図書
	通信運搬費	千円	4	2	郵券
	保険料	千円	40	42	スクールカウンセラー保険料
		千円			
		千円			
人件費等	職員人件費(c)	千円	711	702	
	人件費	千円	711	702	
		人	0.09	0.09	
	再雇用職員	千円			
		人	0.00	0.00	
	間接費(d)	千円			
	調整額(e)	千円	72	86	
減価償却費	千円				
金利	千円				
退職給与引当	千円	72	86		
(控)コスト対象外	千円				
トータルコスト(f)	千円	64,456	39,471		

単位あたりコスト	項目	単位	24年度	25年度	コスト増減の理由
	単位の定義		相談件数		
	実績数値(g)		30,636	32,444	
	単位あたり区単コスト(a/g)	円	2,102	1,214	
	単位あたりコスト(f/g)	円	2,104	1,217	

小学校スクールカウンセラー(保田しおさい学校を除く)が都事業となったため

葛飾区スクールカウンセラー活用ガイド

1 目的

学校における教育相談体制の確立やいじめ・不登校等、問題行動の未然防止・解消を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の活用を図るようとする。

2 スクールカウンセラーの活用にあたって

- (1) スクールカウンセラー活用方針を明確にし、教職員の共通理解を図る。
- (2) 生活指導部または保健指導部、教育相談部など、生活指導にかかわる校務の分掌組織にスクールカウンセラーを位置付け、いじめ・不登校・問題行動などの綿密な情報交換等を月2回以上に行い、その効果的な活用を図る。

3 スクールカウンセラーの職務

(1) 児童・生徒へのカウンセリング

- ① 個別的な相談
- ② 学校不適応児童・生徒へのカウンセリング、相談室登校への対応
- ③ グループ相談
- ④ 電話相談、家庭訪問（区費分のみ）
- ⑤ 授業参観、給食訪問等により、学級における児童・生徒の様子の把握

(2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

- ① 個別的な相談
- ② 電話相談、家庭訪問

(3) カウンセリング等に関する研修会の講師、情報収集・提供

- ① スクールカウンセラーだより等の発行
- ② 教職員対象研修会
- ③ 教育相談部会等への参加
- ④ 職員会議における児童・生徒理解のための情報交換への参加
- ⑤ P T A研修会、地域等での講演会
- ⑥ 幼稚園及び小学校教員に対する研修会
- ⑦ 小学校及び中学校配置のスクールカウンセラーの相互連携による、綿密な情報交換

(4) 相談状況の報告

- ① 相談件数、相談内容等についての学校長への報告（毎月）
- ② 不登校様式2の提出（スクールカウンセラーが作成する）（教育委員会へ）
- ③ スクールカウンセラー活用事業報告書の提出（教育委員会へ）

(5) 関係諸機関との連携等、学校において必要と認められるもの

- ① 葛飾区教育相談連絡会への出席
- ② 総合教育センター特別支援指導係、特別支援相談係、教育相談担当、適応指導担当との連携
- ③ 児童相談所、子ども総合センター、少年センター、医療機関等との連携

26年度(小学校・中学校)スクールカウンセラー／ソーシャルワーカー事業一覧

	中学校スクールカウンセラー	小学校スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
主な職務内容	<p>生徒のいじめや不登校の問題行動及び生活指導上の諸課題に対する取組を助言。生活指導・保健指導などに関する校内組織に位置付ける。 週1日年間36週。 1日4時間。ただし、委員会が指定する学校は8時間。(都費分として週1日8時間勤務もある)</p> <p>臨床心理士。または大学等で心理学もしくはその関係の領域を修めた者。 児童の臨床心理に対して専門的な知識・経験を有する者。</p>	<p>児童期における心理状況に把握及びいじめや不登校の未然防止を図るため。週1回。</p> <p>臨床心理士。または大学等で心理学もしくはその関係領域を修めた者。 児童の臨床心理に対して専門的な知識・経験を有する者。</p>	<p>問題を抱えた児童及び生徒に対し、福祉的見地から保護者、教職員に対する支援、相談、情報提供。 福祉関係機関や団体とのネットワークの構築。教職員等への研修活動。</p> <p>社会福祉士の資格を有する者。</p>
26年度人数 (区費対象)	24校(22人掛け持ち有)	1校(保田しおさい学校)	総合教育センター2人
単価	時給5,500円 通勤手当 (都算定用紙より算出)	1日16,000円 通勤手当、費用弁償支給	1日19,300円 通勤手当・費用弁償支給
勤務時間	1日4時間／8時間 年間36週	1日7時間45分 (週1回)	1日7時間45分 (週3回)
扱い (区費分)	報償費	23年度より非常勤	
		社会保険・雇用保険対象外	雇用保険対象・社会保険対象外

葛飾区立学校スクールカウンセラーの加配に関する要領

平成14年3月15日
13葛教指第2014号
指導室長専決

(目的)

第1条 この要領は、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱（平成13年3月30日付け12教指企第623号。以下「都要綱」という。）第14の規定に基づき派遣された非常勤職員のスクールカウンセラー及び葛飾区教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱した者を、葛飾区立中学校にスクールカウンセラーとして設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 加配により従事する場合のスクールカウンセラー（以下「加配スクールカウンセラー」という。）については、都要綱第3に規定する非常勤職員の身分を有しない。

(従事校)

第3条 加配スクールカウンセラーの従事を行う学校は、非常勤職員のスクールカウンセラーとして勤務することを命じられた学校及び委員会が指定する学校（以下「従事校」という。）とする。

(委嘱期間)

第4条 加配スクールカウンセラーの委嘱期間は1年以内とし、年度を超える委嘱はできないものとする。ただし、再委嘱することができる。

(職務)

第5条 加配スクールカウンセラーは、委員会及び従事校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助
- (3) 生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (4) その他生徒のカウンセリング等に関し、委員会及び配置校の校長が必要と認める事項

2 加配スクールカウンセラーは、前項に規定する職務以外に次に掲げる研究を行うものとする。

- (1) 生徒のいじめや不登校等の問題行動及び生活指導上の諸課題に対する取り組みの在り方
- (2) 生徒の問題行動等の未然防止及び健全育成を図るための活動の在り方

(校内組織)

第6条 従事校の校長は、加配スクールカウンセラーを生活指導又は保健指導などに関する校内組織に位置付け、効果的な活用を図るものとする。

(従事日及び従事時間等)

第7条 加配スクールカウンセラーの従事日は、1校につき週1日として年間36週とする。

2 1日の従事時間は、原則として4時間とする。ただし委員会が指定する学校については8時間とする。

3 従事日及び従事時間の割り振りは、従事校の校長が定める。

(謝金等)

第8条 加配スクールカウンセラーに対する謝金の額は、1時間当たり5,500円とする。

- 2 加配スクールカウンセラーの通勤手当相当の額は、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱実施細目(平成13年3月30日付け12教指企第623号)第4(2)に規定する額に従事日数を乗じて得た額とする。ただし、自転車等の交通用具を使用する者及び徒歩による者の場合は支給しない。
- 3 第9条に規定する旅行命令による旅行にかかる旅費相当の額は、公共の交通機関を利用する場合に要する交通費の額(原則として最も低廉となる経路による額とする。)を支給する。ただし、旅行経路が通勤経路と重複する場合は、通勤手当相当を支給しない。

(旅行命令)

第9条 従事校の校長は、次の各号のいずれかに該当する場合、加配スクールカウンセラーに旅行を命じることができる。

- (1) 委員会が出席を依頼した連絡協議会等へ参加する場合
- (2) 生徒の家庭を訪問する場合
- (3) 関係機関との連絡調整をする場合
- (4) その他、従事校の校長が必要と認めた場合

(服務監督)

第10条 加配スクールカウンセラーの服務監督は、委員会及び配置校の校長が行うものとする。

(その他)

第11条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

平成 23 年 3 月 29 日
22 葛教指第 2811 号
教 育 長 決 裁

(設置)

第 1 条 児童期における心理状況の把握及びいじめや不登校の未然防止等を図るため、葛飾区立小学校に小学校スクールカウンセラーを設置する。

(身分)

第 2 条 小学校スクールカウンセラーは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

(任用の基準)

第 3 条 小学校スクールカウンセラーは、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者で、次の各号のいずれかに該当する者の中から、葛飾区教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。

- (1) 臨床心理士の資格を有する者又は大学等において心理学若しくはその関係領域を修めた者
- (2) 児童の臨床心理に対して専門的な知識・経験を有する者

(職務)

第 4 条 小学校スクールカウンセラーは、委員会及び配置校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 児童へのカウンセリング
 - (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助
 - (3) 児童のカウンセリング等に関する情報収集
 - (4) その他児童のカウンセリング等に関し、委員会及び配置校の校長が必要と認める事項
- 2 小学校スクールカウンセラーは、前項に規定する職務のほか次に掲げる研究を行うものとする。
- (1) 児童のいじめや不登校等の問題行動及び生活指導上の諸課題に対する取組の在り方
 - (2) 児童の問題行動等の未然防止及び健全育成を図るための活動の在り方

(任用期間)

第 5 条 小学校スクールカウンセラーの任用期間は、任命した日からその日の属する年度の末日までの範囲において委員会が定める。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、任用期間を別に定めることができる。

- 2 次に掲げる要件を備えている者は、任用を更新することができる。ただし、事業の縮小見直し、その他やむを得ない自由により、職制の減少又は廃職が生じた場合はこの限りではない。
- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
 - (2) 別に定める更新不適格基準の要件に該当しないこと。

(勤務校)

第 6 条 小学校スクールカウンセラーは、委員会が指定する小学校において勤務する。

(免職)

第 7 条 小学校スクールカウンセラーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずるものとする。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
 - (2) 当該職務に必要な適格性を欠くとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
 - (4) 刑事事件に関し、起訴されたとき
- 2 小学校スクールカウンセラーが公務上の負傷又は疾病による療養期間中は、免職することができない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第40号）第81条の規定による打切補償をしたときは、その限りでない。

（服務）

第8条 小学校スクールカウンセラーは、職務の執行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その職務の信用を傷つけ、又は葛飾区職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3) 上司の指示に従うこと。

（勤務日及び勤務時間等）

第9条 小学校スクールカウンセラーの勤務日及び時間は、委員会が指定する小学校1校につき、原則として週1日、1日7時間45分とし、その割り振りは委員会と配置校の校長が協議して定める。

- 2 日曜日、土曜日及び勤務を割り振られていない日は、休務日とする。
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）第10条各号に掲げる日は休日とする。
- 4 葛飾区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年葛飾区教育委員会規則第4号）第3条第1項第2号に規定する休業日は、原則として勤務時間の割り振りをしないものとする。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、委員会は、第4条に規定する職務を遂行する上で特に必要と認めた場合は、一週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲で勤務日及び勤務時間の割り振りを一時的に変更することができる。

（休憩時間）

第10条 小学校スクールカウンセラーの休憩時間は、常勤職員の例により与える。

（年次有給休暇の付与）

第11条 小学校スクールカウンセラーには、別表に定める年次有給休暇を与えるものとする。

- 2 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、学校長は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、1日の勤務時間をもって1日とする。
- 3 年次有給休暇は、小学校スクールカウンセラーから請求があったときに与えるものとする。ただし、学校長は職務に支障があるときは、日時を変更することができる。

（年次有給休暇の繰越し）

第12条 年次有給休暇の日数のうち、年次有給休暇を与えられた任用期間内に使用しなかった日数がある場合は、引き続き次期の任用期間内に限りこれを請求することができる。ただし、当該任用期間内において勤務した日の総日数が、要勤務日の総日数の8割に満たない小学校スクールカウンセラーについては、この限りでない。

- 2 小学校スクールカウンセラーが、第9条第3項、前条、次条、第14条、第15条第1項第1号から第4号まで、第16条第1項、及び第19条第3項の規定により勤務しなかった期間は、年次有給休暇の繰越しに関して勤務したものとみなす。

(夏季休暇)

第13条 小学校スクールカウンセラーの夏季休暇は、葛飾区教育委員会非常勤職員の夏季休暇に関する要綱（平成12年6月29日付け12葛教庶第127号教育長決裁）に定めるところにより、与えることができる。

(慶弔休暇及び公民権行使等休暇)

第14条 小学校スクールカウンセラーの慶弔休暇及び公民権行使等休暇は、常勤職員の例により与えることができる。

(無給休暇)

第15条 学校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、小学校スクールカウンセラーに無給の休暇を与えることができる。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年葛飾区規則第11号）第16条から第20条まで及び第22条に規定する休暇を小学校スクールカウンセラーが請求したとき。
 - (2) 公務上負傷し、又は疾病にかかった場合において療養する必要があると認めたととき。
 - (3) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する小学校スクールカウンセラーが、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）のため、勤務しないことが相当と認められるとき。
 - (4) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（各々が2週間以上にわたり同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態にある者に限る。）の介護その他の世話を行う小学校スクールカウンセラーが、当該世話を行うために勤務しないことが相当と認められるとき。
 - (5) その他委員会が特に必要と認めたととき。
- 2 前項第3号に該当するときに与える無給の休暇の要件その他必要な事項は、葛飾区教育委員会非常勤職員の子の看護休暇に関する要綱（平成20年3月25日付け19葛教庶第491号教育長決裁）に定めるところによる。
- 3 第1項第4号に該当するときに与える無給の休暇の要件その他必要な事項は、葛飾区教育委員会非常勤職員の短期の介護休暇に関する要綱（平成22年6月30日付け22葛教庶第187号教育長決裁）に定めるところによる。

(育児休業)

第16条 小学校スクールカウンセラーに無給の育児休業を与えることができる。

- 2 育児休業の要件その他必要な事項は、葛飾区教育委員会非常勤職員の育児休業に関する要綱（平成25年3月12日付け24葛教庶第632号教育長決裁）に定めるところによる。

(休暇の手続き等)

第17条 休暇の手続及び出勤簿の整理等は、常勤職員の例による。

(報酬及び費用弁償)

第18条 小学校スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）、葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和31年葛飾区規則第13号）及び葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則（昭和32年教委規則第2号）に定めるところによる。

(報酬の減額)

第19条 委員会は、小学校スクールカウンセラーが要勤務日に勤務しない場合（第9条第3項、第11条、第13条及び第14条に基づき勤務しない場合並びに本条第3項に定める場合を除く。）には、次に定める1時間当たりの報酬額を算出し、勤務しなかった時間を乗じた額（報酬日額を上限とする。）を減額し、報酬を支給する。

1時間当たりの報酬額＝1日当たりの報酬額／1日当たりの勤務時間

- 2 前項の算定額に円位未満の端数を生じる場合は、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは、切り捨てるものとする。
- 3 委員会は、小学校スクールカウンセラーが第9条に定める勤務する日及び勤務時間に勤務しないことについて、報酬の減額免除を申請したときは、以下に定める基準に従い、そのつど必要と認める日又は時間についてこれを承認することができる。
 - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断を原因とする場合
 - (2) 風、水、地震、火災その他の非常災害による交通遮断を原因とする場合
 - (3) その他交通機関の事故等の不可抗力による原因の場合

(雇用保険)

第20条 小学校スクールカウンセラーは、以下の要件を満たすものについては、法令の定めるところにより雇用保険を適用するものとする。

- (1) 採用時の雇用見込みが継続して31日以上
- (2) 1週の労働時間が20時間以上

(委任)

第21条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区非常勤職員の任用等に関する基準（昭和57年3月23日付6葛総職発第36号区長決裁）に抵触しない範囲で、委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日24葛教指第2991号教育振興担当部長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

1年間の所定 労働日数	継続勤務した年数に応ずる休暇日数						
	1年 未満	更新1回 後の年度	更新2回 後の年度	更新3回 後の年度	更新4回 後の年度	更新5回 後の年度	更新6回 後の年度
169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

小学校スクールカウンセラー設置要綱第5条第2項第2号に規定する更新不適格基準

- 1 傷病欠勤等の欠勤日数（公務災害等の認定を受けた傷病欠勤日、第19条第3項に定める理由により欠勤した日又は遅参した時間を除く。）が、任用期間中に所定の年間要勤務日数又は勤務時間の2分の1以上ある者は、原則として任用の更新を行わない。ただし、傷病欠勤の場合は、任用期間満了時において、概ね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降正常に勤務することが可能であると所属長が判定したときは、任用を更新することができる。
- 2 傷病欠勤等の欠勤日数の換算方法は、別表による。

（別表）

傷病欠勤等の場合の欠勤日数換算表

欠勤事由	欠勤日数等	換算後の欠勤日数
傷病欠勤	1日	1日
私事欠勤	1日	3日
無届欠勤	1日	4日
遅参早退	3回	1日

スクールカウンセラーの派遣実態について

<区費スクールカウンセラー> 22 重複あり(3名) 人

小学校 1校派遣、週 1回 7.75時間

中学校 24校派遣、週 1回 4もしくは8時間

いじめ・不登校等の未然防止を目的に、教育相談等の状況に応じて配置

<報酬等単価>

16,000円/日 小学校

5,500円/時間 中学校

資格要件 あり(資格名称: 臨床心理士もしくは大学で関係領域を修めた方)

<都費スクールカウンセラーの派遣校数>

ア. 小学校 49 校中、 49 校派遣

イ. 中学校 24 校中、 24 校派遣

平成26年度 中学校スクールカウンセラー 区費

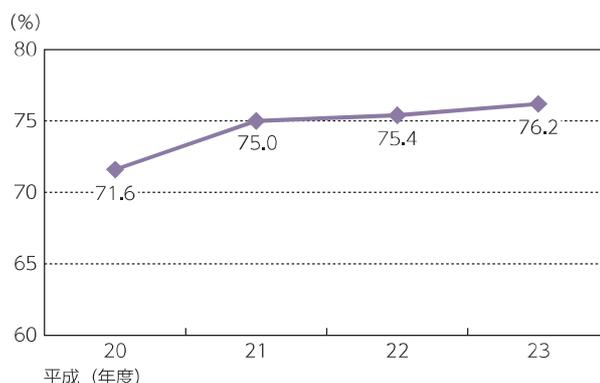
中学校名		氏名	フリガナ	時間 (1回あたり)	累計時間
1	本田			4	144
2	金町			8	288
3	水元			8	288
4	新宿			4	144
5	奥戸			4	144
				4	144
6	綾瀬			8	288
7	上平井			8	288
8	中川			4	144
9	桜道			8	288
10	堀切			4	144
11	双葉			4	144
12	大道			4	144
13	四ツ木			4	144
14	小松			8	288
15	亀有			8	288
16	立石			4	144
17	常盤			8	288
18	一之台			4	144
19	青戸			4	144
20	青葉			4	144
21	高砂			4	144
22	東金町			8	288
23	葛美			8	288
24	新小岩			8	288

政策19 学校教育

施策 02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします
【施策を取り巻く現状と課題】

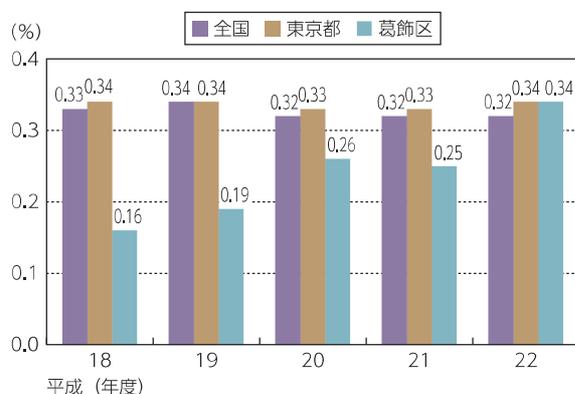
- 家庭と学校が連携をしながら、児童・生徒の自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育成する必要があります。
- 近年、社会の基本的なルールが守れない、いじめを行うなど、良好な人間関係を築くことができない子どもが増えています。
- 様々な原因で、自分自身や集団生活に悩みを持つ子どもがいます。
- 本区の不登校児童・生徒（30日以上欠席）は、平成23年度で331人発生しており、ひきこもりの状況にある児童・生徒も少なくありません。

学校は、道徳教育に力を注ぎ、子どもに思いやりの心や規範意識を育てていると思う区民の割合



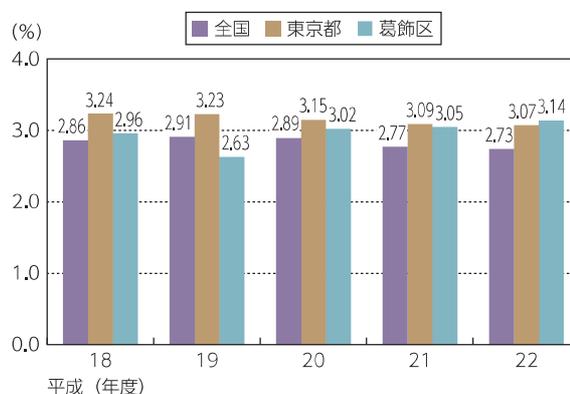
出典：葛飾区「学校教育アンケート」

不登校児童数の出現率 (小学校)



出典：文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校生徒数の出現率 (中学校)



出典：文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【施策の方向】

- 児童・生徒の豊かな心の育成には、家庭・地域との連携が不可欠であり、家庭や地域の教育力の重要性を啓発し、連携した取り組みを行います。
- 区内全小・中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、教育相談体制の組織的な対応を図るとともに、教育委員会として、巡回スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等からなる学校問題解決支援チームの活動を推進させ、区全体の教育相談体制の充実を図ります。

□ 不登校の原因は、複雑化・多様化しており、未然防止や早期対応に努めるとともに、個々の児童・生徒に応じて、きめ細かい粘り強い対応をしていきます。



学校内に設置されている相談室

□ 望ましい人間関係の構築や社会に生きていく上で必要な資質を身につけるため、自然体験や集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などを学ぶことが大切です。本区では、移動教室や体験学習の実施を通して、豊かな人間性や社会性の育成をめざします。

□ 豊かな心や人間性を育むために、あいさつ運動を推進します。

□ 中学校2年生を対象とした職場体験を通して、社会の一員としての自覚や自立、社会参加を促すとともに、社会への貢献意欲、職業意識の向上を図ります。

【指標と目標値】

指 標	指標の説明又は出典	現 状 値 (平成23年度)	平成27年度	平成30年度	平成34年度
近所の人に会ったとき、あいさつをしている児童・生徒の割合(%)	確かな学力の定着度調査(学習意識調査)	77.7	81.5	83.0	85.0
学校は、道徳教育に力を注ぎ、子どもに思いやりの心や規範意識を育てていると思う区民の割合(%)	学校教育アンケート	76.2	77.0	77.6	78.4

【区民の役割】

□ 社会性や豊かな人間性を養うために、子どもたちに様々な経験を積みませましょう。

【事業者の役割】

□ 職場体験など子どもたちの社会参加を促す学習支援をしましょう。

〈事業一覧〉（平成24年度実施）

日光林間学園管理運営	CAP講習会
特別支援学校管理運営（保田しおさい学校）	スクールカウンセラー派遣事業
中学生職場体験事業	スクールソーシャルワーカー派遣事業
移動教室、体験学習	学校支援指導員派遣事業
クラスサポーター派遣事業	教育相談
適応指導教室運営	サポートチーム指導員派遣事業
あいさつ運動推進	